

別表 1 受入 LNG 品質の目安

組成	メタン	83.00 モル%以上
	ブタン以上*	2.00 モル%以下
	ペンタン以上*	0.10 モル%以下
	窒素	1.00モル%以下
	*ブタン以上とはブタン以上の重質炭化水素（ペンタン以上を含む）、ペンタン以上とは、ペンタン以上の重質炭化水素を指します。	
発熱量	41.00～45.00MJ/m ³ N	
その他	硫化水素	標準立方メートルあたり4.8mg以下
	全硫黄	標準立方メートルあたり28mg以下
	固形又はその他の不純物及び異物を含まないこと	

受入れることができる LNG の品質は、個別の利用条件によって異なるため、上記数値は目安とします。

別紙1 反社会的勢力の排除

1 表明及び確約

基地利用希望者及び当社等は、自己又は自己の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体又は政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下、これらを『反社会的勢力』という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不当の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜供与などの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること

2 第三者への委託

基地利用希望者及び当社等は、本約款の定めに基づき実施する業務の一部を第三者に委託（当該第三者が本業務の一部を再委託するときは、再委託先を含む。以下、同じ。）する場合において、当該第三者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明した場合、相手方当事者は、委託を行った当事者に対し、当該第三者への委託を取りやめるなど反社会的勢力を排除するために必要な措置を取るよう求めることができる。

別紙 2 不可抗力の事象

以下の事項により本約款に定める業務が不能となったとき

- (1) 火災、洪水、大気攪乱、雷、嵐、台風、竜巻、地震、地滑り、土砂崩れ、地盤沈下、崩壊、伝染病、津波又はその他の天災。
- (2) 戦争、暴動、内戦、封鎖、反乱、テロリズム、公的敵対者による行為又は国内騒乱。
- (3) ストライキ、ロックアウト又はその他の労働争議。
- (4) 当社等が調達する、港湾内における曳船、水先人及び警戒船等のLNG船の運航に関連する船舶等の損傷、運営不能又は不具合。
- (5) 基地利用希望者、当社等及び当社等がLNG船の運航を委託している輸送者の制御の範囲を超え、予見し得なかった国際、国家、政府、港湾、運輸、地方もしくはその他の当局又は機関並びに当該当局又は機関に代わって行動する団体もしくは個人の法律、命令及び要求。
- (6) 当社等の合理的な制御を超えるその他の事象